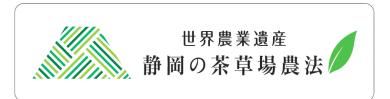
良質な茶の生産と生物多様性の両立 世界農業遺産(GIAHS)「静岡の茶草場農法」 第2期アクションプラン



計画期間: 2018 年度~2022 年度

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会



目 次

1 はじめに	1
2 世界農業遺産(GIAHS)「静岡の茶草場農法」の概要	2
(1)世界農業遺産(GIAHS)とは	2
(2) 静岡の茶草場農法の概要	2
(3) 静岡の茶草場農法の認定申請にあっての評価(国連大学の評価)	5
(4)世界農業遺産の認定基準の概略	7
3 認定基準に基づいたこれまでの取り組み成果と課題	8
(1)食料及び生計の保証	8
(2)農業生物多様性	10
(3) 地域の伝統的な知識システム	12
(4) 文化、価値観及び社会組織	15
(5)ランドスケープ及びシースケープの特徴	16
(6) その他の活動実績	17
4 世界農業遺産専門家会議における助言事項とその対応について	18
5 第2期アクションプラン	20
(1) 第2期アクションプランの取組と推進体制	20
(2) アクションプランの内容と進捗目標	21

1 はじめに

静岡県の掛川市、島田市、菊川市、牧之原市、川根本町の4市1町では、県の特産品であるお茶の栽培が、「茶草場農法」という独自の伝統農法で行われている。この地域では「茶草場」と呼ばれるススキやササなどが自生する草地が、茶畑や集落の周りにモザイク状に点在しており、秋から冬にかけて、この茶草場から草を刈り取り、乾燥させて、冬の間に茶畑の畝の間に敷く。この「茶草場農法」は、傾斜地茶園の土壌条件を良好に保つだけでなく、流亡を防ぎ、お茶の品質においても良い影響を及ぼすとされている。茶農家が利用し、維持してきた里山の草地には、他の場所では見る機会が少ない固有種を含む300種類以上の多様な動植物が確認されている。茶草場農法は、「高品質な茶生産」と「生物の多様性の保全」がバランスよく両立され、深蒸し茶や手もみの文化、伝統行事、里山の美しい景観、それらを継承してきた集落・人の活動など、世界に誇る多様な農業文化を評価され、2013年5月に世界農業遺産に認定された。

現在、静岡県が事務局を務め、県と認定地域の4市1町で構成される世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会は、これまで2013年に定めた第1期アクションプランに基づいて、同農法により生産されたお茶のブランド化推進、応援制度基本計画の策定、地域の景観改善と情報発信、試験研究の推進など世界農業遺産推進プロジェクトに取り組んでいる。

今回策定する第2期アクションプランは、前プランに基づいて取り組んだ成果や課題を 検証し、認定地域全体として次世代に継承すべき「静岡の茶草場農法」の保全と活用に取 り組むための方策を再構成したものである。

(1)世界農業遺産(GIAHS)とは

世界農業遺産(正式名称:Globally Important Agricultural Heritage Systems) は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ(*1)及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを「国際連合食料農業機関(*2)」(本部:イタリア・ローマ)が認定する制度である。

*1 ランドスケープ

世界農業遺産においては、「土地の上に農林水産業の営みを展開し、それが呈する一つの地域的なまとまり」と定義

*2 国際連合食料農業機関(FAO)

すべての人々が栄養ある安全な食べ物を手にいれ、健康的な生活を送ることができる世界を目指し、①飢餓、食料不安及び栄養失調の撲滅、②貧困の削減と全ての人々の経済・社会発展、③現在及び将来の世代の利益のための天然資源の持続的管理と利用、を主要な3つの目標としている。

(2) 静岡の茶草場農法の概要

ア 世界農業遺産名

静岡の茶草場(茶栽培によって維持される伝統的草地) Traditional tea-grass integrated system in Shizuoka. (*Chagusaba*)

イ 推進団体

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会(事務局:静岡県)

ウ位置

日本の太平洋側、日本の最高峰富士山を擁する静岡県の南アルプスの南に広がる 山地、丘陵地(掛川市、菊川市、島田市、牧之原市及び川根本町からなる4市1 町)。



エ 交通アクセス

鉄道は東京から新幹線で約1時間45分。車では東京から高速道路で約3時間。 また、サイトのほぼ中央に位置する富士山静岡空港へも国内外からアクセスが可能 である。

オ 認定地域の面積

茶園面積 約9,000ha 及び茶草場面積 約422ha (申請エリア内)

カ 気候と地形の特徴

温帯湿潤気候、日本南アルプス南麓、丘陵性畑地帯

キ 農業遺産システムの要約(一部改変)

茶草場は、高品質な茶生産のために草を被覆する伝統的な技術の継承によって、 貴重な半自然の草地が茶園の周辺に維持されている例である。また、茶草場は農業 生産と生物多様性とが価値を高めながら相互依存的に共存している稀な例である (図1)。

日本では一万年ほど前から、半自然草地(*3)と呼ばれる草地が、農業などの 人間活動によって維持されてきた。しかし、農業の近代化によって半自然草地は減 少しつつあり、このことは、草地の生物多様性を急激に減少させている。

一方、申請地域において、農家は高品質な茶を生産する上では、茶草場と呼ばれる草地は重要であると考えており、茶生産が近代化を遂げた現在においても、半自然草地である茶草場から収穫したススキなどの草を茶園に敷く伝統的な農法が今日まで継承されている。このような草の積極的な利用により、茶園周辺では茶草場が残され、そこには希少種を含む多くの草地性の植物を身近に見ることができる。茶草場の生物多様性は、牧畜や火入れを行うことなく、すべてが人力による草刈りのみによって維持されている(図 2)。茶草場には、草地性植物だけで300種以上もの植物が見られる(図 3)。これは日本のその他の草地と比較しても極めて多い種数である。茶草場は茶生産と半自然草地が両立した、世界でも極めてユニークな事例である。

茶草場の作業は重労働であるが、手間を掛けて作られた高品質な茶は、高価格で取引され、そのことは農家が茶草場を維持管理する動機付けとなってきた。しかし近年では高品質な茶が必ずしも高価格で取引されなくなってきており、茶草場の維持を難しいものとしている。そのため、世界農業遺産の認定により、農家の努力による高品質な茶の価値が認められ、茶草場の生物多様性が次世代に継承されていくフレームワークが構築されることが期待される。

*3 半自然草地

日本の草地は昔から採草や火入れ、放牧などによって維持されてきた。このような人間の営みによって維持される草地を半自然草地という。



図1 茶園と茶草場の風景







図2 秋季から冬季に刈られ茶園に敷かれる茶草



ツリガネニンジン (Adenophora triphylla var. iaponica)



キキョウ (*Platycodon grandiflorus*)



カワラナデシコ (Dianthus superbus)



ホトトギス (*Tricyrtis hirtaponicum*)

図3 茶草場の植物

(3) 静岡の茶草場農法の認定申請にあたっての評価(国連大学の評価)

世界農業遺産「静岡の茶草場」推進協議会による「静岡の茶草場」(茶栽培によって維持される伝統的な草地)の世界農業遺産の認定申請は、草地が、高品質な茶生産のために茶園に敷く草を人力で刈ることのみによって維持されており、そこに半自然草地特有の生物多様性が保全されているという、独創的で世界的にもユニークな土地利用システムであると認められる。

FAOの示す5つの基準に基づく評価は次のとおりである。

- ア 食料と生計の保障の観点からは、日本一の茶生産地である静岡県の中で、地域の 多くの農家が所得を茶に依存していることに加え、茶関連産業も地域に多く集積し ていることから、このような独創的な土地利用システムが、地域の生計を保障して きたことが認められる。
- イ 生物多様性の観点からは、牧畜や火入れが行われない茶草場には300種以上もの草地性植物が見られ、地域固有種として「フジタイゲキ」のような絶滅危惧種や「カケガワフキバッタ」が生息し、また、秋の七草、ササユリなどかつては身近に見られたのに地域によっては絶滅危惧種に指定されている植物が生育していることから、豊かな生物多様性が保全されていることが認められる。さらに、主要品種の「やぶきた」のほかに13品種の茶と、いくつかの在来種の茶が商品化されており、茶以外にも、米、野菜、花きなどの栽培も盛んであることから、農業の多様性が認められる。
- ウ 知識システムの観点からは、多大な労力を要するにもかかわらず、高品質の茶が 生産できるとされている茶草の施用をするための祖先伝来の茶草場の管理が、知識 システムとして親から子に引き継がれていることが認められる。また、水不足に対 応するためのかんがい施設の導入も適応技術として認められる。
- エ 文化の観点からは、茶草場を利用した茶の特性を活かす「深蒸し茶」が地域で考案されるとともに、「茶師」によって手もみの技術が地域で伝承されており、また地域に生息する文化的、宗教的な価値を持つ植物が茶の湯や仏教行事で使われているなど、茶草場と関連した文化が認められる。さらに、地域によっては、葉茶の品質を一定にするために集落内の全ての農家に茶草の利用が義務付けられおり、労働力が不足するときには、伝統的な「結い」の精神に基づき、周囲の農家が手助けをし合って茶草場の管理が行われるほか、一部の財産区(入会地)では現在も共同管理されているなど、社会組織の意義も認められる。

- オ 景観の観点からは、この土地利用システムは茶園と茶草場がモザイク状に分布した壮大な景観を生み出しており、地域によっては富士山を背景にした美しい景観があることが認められる。また、伝統的な土地利用としては、水稲や野菜の栽培が困難な山の斜面が茶園として利用され、さらに傾斜が急で茶も栽培できない斜面が茶草場として利用されているなど、土地資源管理の特徴が認められる。
- カ 歴史的な重要性については、日本では農耕が始まった頃から、肥料や屋根の材料 として半自然草地が伝統的に維持されてきたと考えられており、また、かなり古い 時代から半自生のかたちで栽培されていた茶は、江戸時代末期からしばらくの間は 絹と並ぶ日本の重要な輸出品目であり、環境の変化に対してレジリエンスを発揮し ながら今日まで栽培が続けられてきた点において、重要性が認められる。
- キ 現代的な重要性については、かつて国土の13%を占めていた草地が今や1%にまで減少する中で、茶草場は身近な草地が広域的に保全されている稀な例であり、また、良質な茶を生産する中で生物多様性が保全されている茶草場は、農業生産と生物多様性の関係を結び合う貴重な例として生物多様性の保全に寄与している。さらに、茶草場の優先種のススキは炭素固定能力が高く、温室効果ガス削減の点から現在の国際的な課題にも対応しており、これらの点で重要性が認められる。
- ク しかし、近年は生活習慣の変化により、茶草場で栽培される良質な茶は必ずしも 高い値段で取引きされなくなっており、このことが手間を掛けて良質な茶を生産す ることに対する農家の意欲を低下させ、重労働である茶草場の管理を放棄する要因 となっているという脅威が認められる。
- ケ このような課題に対応するため、地域のコミュニティー、地方自治体は、他の関係者や国の支援を受けながら、この独創的な土地利用システムを維持して次の世代に継承されていくように努力している。例えば、掛川市東山地区では、茶草を利用して栽培した茶を広く海外にも知ってもらうために、農家自身が「Bio-Topia」というロゴを作成するという取組がなされるなど、特に、茶草による茶のブランド化への対応が認められる。

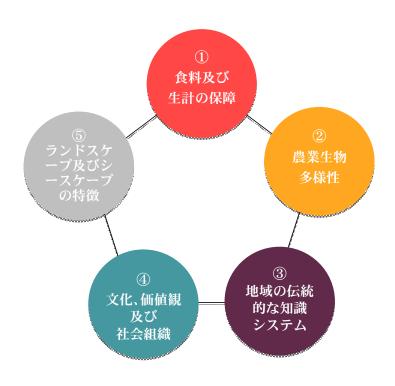
(4)世界農業遺産の認定基準の概略(2017年1月現在)

申請地域は、世界的に重要なものでなければならない。この複合的な基準によって、 申請地域における農業システムの価値は、歴史的な背景と現代においても活用できる 重要性を有する人類の遺産として認められる。

農業システムの特徴は、「農業的及び文化的遺産価値」、「持続可能な開発に関する世界的な課題との重要性」、「農業生物多様性及び生態系管理を含む生物文化多様性」という観点から要約される。

当該システムによってもたらされる機能や商品及びサービスの全体を表すために、 5つの基準が作成された。この基準は、ひとつの総合的な農業システムのなかに存在 する構成要素間の複雑な相互関係を反映したものである。

申請地域は、以下に示す5つの基準とアクションプランに基づき評価される。本評価は、地理的、気候的及び社会経済的に異なる条件で形成されてきた申請地域の様々な特徴を考慮して行われる。



認定基準の5つの構成要素

(1)食料及び生計の保証

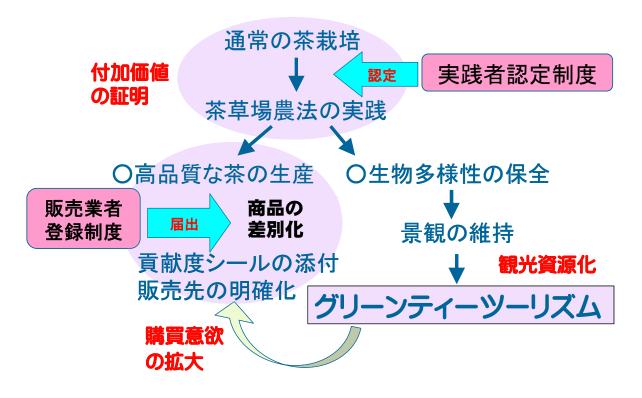
認定地域の農家の71.8%が茶栽培を行っており、農業産出額の28.6%がお茶である。 この状況下において、以下のとおり活動に取り組んだ。

◆ 茶草場農法によるブランド化の推進

認定地域では認定をきっかけに茶価の向上を目指し、ブランド化を推進することとした。最初に実践者を認定することから始め、これにより付加価値の証明が出来るようになった。現在493戸が認定され、農法による管理茶園は1,185haにまで増えている。

そして、茶草場農法の特徴の一つである高品質な茶の販売では、販売業者を登録させ、 生物多様性貢献度シールを商品に貼ることで、非正規商品の防止と商品の差別化を図っ ている。

さらに、茶草場の保全により、維持されている景観を観光資源化することで、グリーンティーツーリズムにつなげ、認定地域へのファンを増やすことで購買意欲の拡大へと 仕向けている。



世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会によるブランド化手法

◆ 茶草場農法実践者認定制度の運用

「静岡の茶草場農法」実践者認定制度を2013年9月に創設し、この制度では、茶園経営面積に対する茶草場の管理面積に応じ、生物多様性保全貢献度を3段階に区別して農法実践者を認定しており、お茶の葉の数で表している。

茶草場管理面積/茶園経営面積の割合認定区分認定表示5%未満なし5~25%未満25~50%未満

生物多様性貢献度の認定基準

茶園経営面積に対する茶草場 の管理面積に応じ、

3ランクの認定



認定実績(2017年8月時点)

認定者数	88 者
認定戸数	493 戸
認定茶園面積	1, 185ha
認定茶草場面積	422ha

◆ 生物多様性貢献度貼付商品

1枚5円の認定シールをつけた茶の販売を2017年10月から始めており、現在では約270万枚の認定シールが販売されている。

認定シールを貼った商品の販売登録業者数は128業者となっており、県内だけでなく、 東京都、神奈川県、埼玉県、大阪府、京都府など認定地域以外にも広がってきている。 このシールを張ったことで、販売者からは「商品を説明しやすくなり売りやすくなっ た。」という声がある一方で、生産者からは「まだ荒茶価格には反映されてない。」とい う声もあるので、付加価値向上に向けての更なる取り組みが必要である。

シール販売実績(2017年末時点)

シール販売数累計	2,700,869枚
登録販売業者数	128 社

◆ 新商品の開発

生物多様性貢献度シールの貼付商品の拡大だけでなく、新商品の開発も徐々に始まっており、国内の他の認定地域の特産品と茶草場農法のお茶とをコラボレーションさせた商品が見られる。





開発された商品の事例

(2)農業生物多様性

◆茶草場に生息する動植物

認定地域では1年に1度の農家による草刈りにより半自然草地の維持が行われており、これにより茶草場には300種以上の草地性植物と多くの絶滅危惧種の生存環境が保全されている。したがって、品質の高い茶製品づくりを目指した農法の長期間の継続によって貴重な生物の多様性保全が図られている。

茶草場には、希少な植物が多く見られます。赤い枠の中の、上段のフジバカマ、カワラナデシコ、キキョウ、オミナエシの4種類は、昔から人々に親しまれている「秋の七草」である。また下段のフジタイゲキは、富士山の名前を冠した、静岡県だけに見られるトウダイグサ科の固有種である。これらは、地域によっては、絶滅危惧種に指定されている。

さらに、茶草場にはこの地域だけに生息する羽のない固有のバッタで、認定地域の掛 川市の名前をもつ「カケガワフキバッタ」が見られる。



◆ 生物多様性調査の実施

これらの生物多様性の状況をさらに確認するため、2013 年~2017 年度にかけて認定 地域内の計 111 ヶ所の茶草場で生物多様性調査を行った。この調査により、認定地域の 茶草場で 250 から 360 種ほどの植物が確認されている。調査結果は説明会を行い地域の 方々にもフィードバックしている。

また、調査地点以外でも、認定農業者の敷地内で環境省の準絶滅危惧種に指定している「オオチャイロハナムグリ」が発見された。

生物多様性調査結果の概要

区分	掛川市	菊川市	島田市
確認種類数	360 種	251 種	363 種
絶滅危惧種	2種	3種	1種
外来種数	16 種	12 種	5種

◆ 草刈りにより多様性の保全

茶草の刈り取りが、生物の多様性へ及ぼす影響について調査したところ、草刈りをやめてしまうと、生育の早い草が増え、競争力の弱い草が淘汰されるため在来種の種類が減少することが明らかとなった。

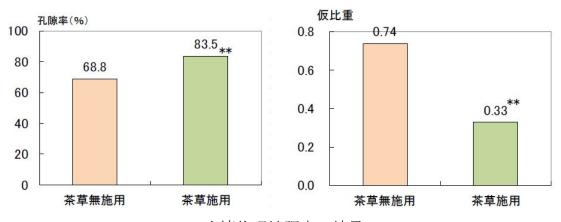
一方、毎年1回、秋に草を刈り取ることにより、在来種を増加させ、多様性の維持につながっている。また、新しい茶草場は外来種が多く、年に何回も草を刈り取ると、在来種が減少することがわかった。

茶草場の管理が在来種の種類に及ぼす影響

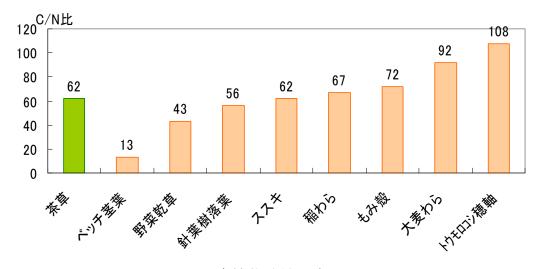
区分	2004 年		2009 年		備考	
	在来種	外来種	在来種	外来種	VIRI 45	
茶草場1	20	0	23	О	年1回晩秋に草刈り	
茶草場 2	46	1	55	1	年1回晩秋に草刈り	
茶草場3	28	0	11	0	2007年に 草刈り放棄	
茶草場4	11	7	8	7	年3回草刈り (新設地)	

◆ 茶草の施用効果

県の茶業研究センターが、茶草の茶園への施用効果を調査したところ、孔隙率が増加し、比重が小さくなることから土壌の物理性が向上し、茶草場農法で管理された茶園は ふかふかで水持ちの良い土壌を持つと言える。 また、茶草の有機物特性調査の結果からは、ススキや稲わらと同程度の有機物であることが分かっている。また、茶草を施用した土壌では、表層、下層のいずれにおいても、全炭素量が高まることがわかり、この炭素はもともと大気中の二酸化炭素が光合成により茶草に吸収されたものであることから、土壌が二酸化炭素を吸収する「土壌の炭素貯留」能力が高く、地球温暖化を緩和する効果があるといえる。



土壌物理性調査の結果



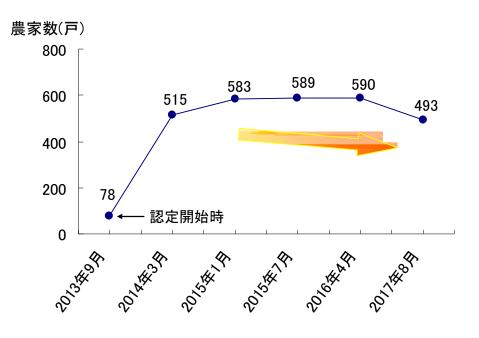
有機物特性調查

(3)地域の伝統的な知識システム

認定地域では茶草場を集落の共同財産として代々守ってきた。また、現在使われている調整水槽などのかんがい設備も茶の生産量を向上させるため、土地改良区により整備されてきた。これらの地区で茶生産を継続するためには地域が一体となった農業生産システムの維持が欠かせない。

次のグラフは茶草場農法実践者認定制度が2013年9月に開始してからの実践農業者の推移を表したものである。

制度開始以降、協定締結数及び実践農業者の数は増えてきたが、ここ数年の県内の 茶生産を取り巻く状況を反映して、2017年2月の第1回認定更新時には茶工場の解散 や離農により更新を継続しない茶工場や生産者がみられた。



認定実践者(農家)の推移

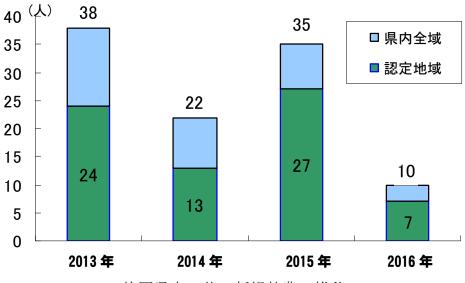
高齢化、茶価の減少により農法実践者はやや減少している。また、茶草場面積もやや減少しているものの、担い手への集約により比較的維持される傾向にありさらなる集約が期待される。



認定茶草場面積の推移

◆ 静岡県内の茶の新規就農の推移

認定地域内では茶工場共同運営組織の解散や離農といった茶生産の減少要因もあるが、県内の他の茶生産地域に比べて後継者が育ち、次世代に引き継がれている。



静岡県内の茶の新規就農の推移

◆ 基盤整備、乗用型機械の導入支援の状況

茶園や茶草場の維持や管理は担い手に集積する方向にあるが、当然その労力も集中する。これらの負担を少しでも軽減するため、基盤整備による作業の効率化や乗用型機械の導入により生産性の向上が図られている。

・認定地域内の基盤整備受益面積

24.8ha

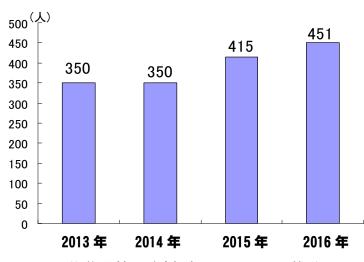
・乗用型機械の導入数

322 台

(※2013~2016年度の累計)

◆ 茶草場管理応援ボランティアの推移

認定地域では、企業やNPO、 大学生などが作業の体験や応援 ボランティアとして活動しており、徐々に参加人数が増加している。協議会は2017年度に各認 定市町へ作業応援ボランティア 受入サポート窓口を設置すると ともに、受入を活発化させるための支援を行っている。



茶草場管理応援ボランティアの推移

(4) 文化、価値観及び社会組織

茶草場農法の認定地域は、静岡県のお茶の流通量の多くを占める深蒸し茶の代表的な産地として知られており、現在の茶の加工技術の基本である手もみ技術の保存と継承が行われている。また、茶草の一つであるススキは写真のとおり、墓地に供えるなど、生活文化の一つとなっている。さらに、茶農家で組織された茶工場の共同運営体により茶草場の管理を行うなど、共同組織を核とした地域営農の仕組みが確立している。



生活文化に根付く茶草

◆ 静岡ならではの茶文化の継承

現在県内には茶手もみの流派は8流派あり、それぞれ研究会を開き技術継承に努めている。また、これらの手もみ保存会は県内で数多く開催されているお茶関連イベントに出展し、一般消費者向けの体験会を行っており、幼稚園や小中学校で技術の披露を行う活動もしている。



手もみ製法研究会

◆ 若年層に対する茶文化の普及活動

県内では茶業者や日本茶インストラクター、農協などが幼保育園、小学校でお茶の生産に関する授業やお茶の淹れ方講座を行っている。

もともと静岡は歴史ある茶産地であり、消費地でもあることから、講座への参加者は



認定地域内で行った幼保育園児、小学 生向けお茶講座の参加者数の推移

(5) ランドスケープ及びシースケープの特徴

茶草場農法実践地域では、伝統的に地形の特徴を生かして巧みな土地利用が行われており、これらが織りなす景観はツーリズムの素材としても高い価値を有している。なだらかな斜面には等高線上に茶の畝が連なり、美しい景観を形成している。

◆ 美しい農村環境の維持と継承

春先に発生する遅霜を防ぐことは最も価格の高い一番茶の収量を確保するために重要であることから、茶の栽培に防霜ファンは欠かせない。しかし、旅行者にとっては違和感があるとの指摘を受けていた。

そのため、2014 年度に、県単独事業を活用して、モデル的に景観に配慮した色彩調和を図るために掛川市の東山地区の防霜ファンを塗装した。これにより地域住民の中では当たり前であった風景と自分の住む地域を見直すきっかけとなった。またこれらの資源を活用して旅行者を呼び込もうとの機運も高まっている。また、今後は地域全体での景観整備に繋げていく。



防霜ファンの塗装による景観との色彩調和

◆ グリーンティーツーリズムの推進

認定地域への交流拡大に向けた茶草場ツーリズムの実施回数や参加者は増加傾向に ある。掛川市観光協会ではグリーンティーツーリズムをホームページで案内したところ、 国内だけでなく中国や韓国、タイなどからも旅行客が訪れるようになっている。

今後も農観連携による、農業遺産への理解促進、茶の付加価値向上、農泊の推進に向けた機運の醸成を図る必要がある。



茶草場ツーリズム参加者数 400 300 200 100 2013年 2014年 2015年 2016年 16

(6) その他の活動実績

◆ 応援ロゴマークの作成とPR

ロゴマークは公募により国内外から集まった300点以上の応募作品の中から選定され、2017年の5月末に発表した。今後はこちらをイメージシンボルとして企業・個人へ協力を呼びかけていく予定である。



◆ ふじのくに茶の都ミュージアムにおける常設展示

2018年3月にリニューアルオープンする「ふじのくに 茶の都ミュージアム」では茶草場農法の常設展示を行う。 そこでは、静的な展示による説明だけではなく、動画や 茶草を敷いた茶畑の再現展示により世界農業遺産であ る「静岡の茶草場農法」の価値をリアルに体験できるよ う訴求する。



◆ 支援金制度の創設

2016 年度に策定した、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」応援制度基本計画に基づき、企業など多様な結びつきを推進するため、支援金制度を創設し、セールスシートを用いた働きかけを行う応援の仕組みづくりをスタートさせた。

◆ 公式ホームページやSNSによる情報発信

2016 年度に日本語、2017 年度に英語のスマートフォンでの利用に対応した公式ホームページを開設し、情報発信力を高めるとともに、SNSの活用による双方向の情報発信も開始した。今後は、それらを多くの方からアクセスしてもらえるように、コンテンツの磨き上げや発信力の更なる強化に努める必要がある。



◆ フォーラムの開催や国際的イベントへの出展

2013年6月に開催した世界農業遺産「静岡の茶草場農法」フォーラムを開催したことにはじまり、茶草場農法の価値や取り組みを紹介するシンポジウム等を毎年度開催し、広く発信した。2016年度には、日中韓3か国で茶の農業遺産フォーラムを掛川市で開催した。さらに、2015年度にはイタリアのミラノ万博において「静岡の茶草場農法」をPRし、大いに関心を集めた。



4 世界農業遺産専門家会議における助言事項とその対応について

掛川周辺地域における更なる保全・活用に向けた助言

2017年10月25日

- 1 情報の発信については、今後多言語化していく予定とのことだが、国際化ということ を前提にすると、旅行者の行き先に関する位置情報や、生産者に関する情報を多言語で 展開するとともに、旅行者が行きたい場所にナビゲートするシステムを構築することや、 情報のダウンロード数などビックデータの活用を念頭に置いた情報発信の考え方をさら に推進していくことが重要ではないか。
 - ⇒・国際化に向けた情報発信については、英語版のホームページを設置する。その他の 言語については、利用者等の状況を把握した上で追加を検討する。
 - ・位置情報やナビゲートシステムについては、Google サービスを利用していることから、現在でも多言語対応となっている。
 - ・生産者情報に関しては、個人情報保護の観点を押さえつつ、出来るだけ発信できる ようにホームページに掲載していく。
- 2 生物多様性については、その文化的な価値も含めて、もう少し多角的かつ学術的な裏付けを持った評価ができるよう、さらに深掘りをしていただきたい。
 - ⇒・大学との連携を今後も進め、茶草場農法がもたらす価値を見出していく。
 - ・生物多様性がもたらす文化的な価値や歴史については、風土や歴史研究の観点から 見直す。
- 3 茶草場農法で生産されるお茶と、他の地域で生産されるお茶との違いや付加価値について、総合的、多面的に捉えることが望ましいのではないか。つまり、品質の高さのみを追求するのではなく、この農法を営むことに対する生産者の愛着ややりがい、人々の福利、あるいはこれからの社会における新しい豊かさの創造につながるものであるという捉え方をした上で、茶草場農法で生産されるお茶というものを再定義してみてはどうか。
 - ⇒・高品質の茶を生産し続けるために、地域内でのつながりの強さや個人の意識の高さなど、他地区との比較調査を実施し、価値を確認する。
- 4 茶草場農法を今後も維持していくための仕組みを検討する際、単に大規模化に焦点を 当てるのではなく、茶草場農法以外の農法で栽培されたお茶と混ぜられて販売されると いうお茶の特性も勘案した、新しい情報管理のあり方についても検討していただきたい。
 - ⇒・茶草場農法実践者が栽培した茶として生物多様性貢献度シールを張った商品は、認

定地域外の原料茶とブレンドされれば、表示できないと決めている。

- ・しかし一方で、お茶の販売が滞ってしまってはいけないので、少しでも買っている 茶商などには応援ロゴマークをつけてもらうよう働きかける。
- 5 茶草場農法の取組をツーリズムや農家民宿と組み合わせるなど、静岡県全体の総合戦略の中に茶草場農法を位置づけることで付加価値をつけ、結果的に農家の経営安定化につながるような戦略づくりが必要である。そのためには、組織づくりも重要であり、全体を統括するリーダーと、お茶の専門家、わさびの専門家、民宿の専門家などから構成される、横のつながりのあるプロジェクトチームができると、さらに多様な取組が可能になるのではないか。
 - ⇒・現在、静岡県庁内では農地保全課、景観まちづくり課、地域農業課、お茶振興課で連携する情報交換会議を行っているが、今後は農芸振興課(わさび担当課)、観光担当課を含めた連携に繋げていく。さらに、市町を含めた行政主体の横の連携を構築し、現場に浸透させていく。
 - ・また、協議会は応援制度を基本として、作業応援ボランティア活動の受入環境整備をしたところである。今後の交流拡大に向けて、時期的な対応のミスマッチを防ぎ、 長期滞在による効果を生むためにも、情報の連絡調整は不可欠であると考える。

(1) 第2期アクションプランの取組と推進体制

認定後5年が経過し、茶草場農法をめぐる環境は茶価の低迷、高齢化の進行がさらに進み、ますます厳しさを増している。今後、茶草場農法を維持・継承し、地域の発展につなげていくため、第2期においては、目標を「茶草場農法継承のための付加価値向上」とし、取組内容を精査し、活動内容を集約・発展させた。

また、新たに世界農業遺産に認定された「静岡水わさびの伝統栽培」の推進 団体である「静岡わさび農業遺産推進協議会」とも連携して世界農業遺産の認 知度向上等に努める。

【推進体制】 取引 実践認定者 販売登録者 支援 情報提供 認定 登録 広域連携組織 茶草場農法実践者認定委員会 作業応援ボランティア受入サポート窓口 専門家会議 観光協会 協力 掛川市 菊川市 指導 農水省 商工会 牧之原市 島田市 助言 活用 大 学 茶団体•JA 川根本町 静岡県 研究機関 NPO法人 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」 推進協議会事務局:静岡県 地元設立企業 連携

静岡わさび農業遺産推進協議会

第2期アクションプラン体系図

第1次アクションプランにおける課題と第2次アクションプラン策定方向

